

[事案 22-150] 転換契約無効確認請求

・平成 24 年 3 月 28 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の説明が不十分だったとして、既に解約等で受領した転換後契約の解約返戻金と、転換前契約を転換後契約の解約等の時点まで継続した場合の解約返戻金との差額の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 11 年 5 月に、定期付終身保険と医療保険に転換する際、募集人から「保険内容も保険料も同じで保障が増える」との勧誘を受け、「乗り換えて不利にならない」という条件付で転換した。しかし、保険料は更新後に大幅にあがり、解約時返戻金も転換前に比べて減っている。また、転換前契約の責任準備金が、転換後契約の保険料に充当されるという重要事項の説明が無かった。よって、転換を無効とし、受領済みである転換後契約（平成 21 年 6 月解約済み）の解約返戻金と、転換前契約に基づく解約返戻金との差額を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

下記のとおり、募集状況に問題はないので、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、説明に際して、パンフレット、設計書、比較資料を使用したことを記憶しており、その設計書の表面には転換充当期間と転換充当額が、裏面には転換制度の説明について記載がある。
- (2) 転換後契約の申込書の申込内容欄には、転換充当額、転換前代表記号証番が、転換申込書（兼）保険証券無効同意届には、「貴社の新転換特約条項を承知のうえ、被保険者の同意を得て、転換前契約の責任準備金等を転換後新契約の責任準備金の一部に振替えることを申し込みます。」との記載がある。
- (3) 募集人は、転換時に申立人より転換後契約の解約返戻金について質問を受けた覚えはなく、申立人が転換前契約の解約返戻金が転換後契約においても支払われると誤認させるような説明は行っていない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人の主張の法律的根拠は明らかではないが、要素の錯誤による転換無効の主張と解し、当事者から提出された書面の内容、申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、本件は申立人の請求を直ちに退けるのではなく和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 34 条 1 項を適用して、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 下記の事実を総合斟酌すると、募集人は、転換の意味、転換価格が転換後契約の保険料の一部に充当されることにつき、募集資料を使用して説明していると推認され、仮に申立人に要素の錯誤があるとしても、申立人には重大な過失があると言わざるを得ず、申

立人から無効を主張することはできない。

- ①申込書には、保険料総額と、転換によって保険料に充当される金額とが併記されている。
 - ②申込書（兼）保険証券無効同意届には、転換価格の記載があり、転換前契約から充当される責任準備金の額が明記されている。
 - ③「ご契約のしおり」には、「契約転換制度（下取り制度）」の「しくみ」として、「現在の当社のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。」と説明されている。また、「新転換特約」には、「会社は、転換日に、転換前契約の転換価格を転換後契約の責任準備金等に移管します。」と定められている。
 - ④募集人が説明時に用いたと推認される設計書には、「お払いただく保険料」という欄があり、その「毎回保険料」の項目には、「転換充当額」が毎回保険料から差し引かれることが明記されている。裏表紙には、「契約転換制度について」と題し、「契約転換制度とは、（中略）現在のご契約を解約することなく、その責任準備金や配当金など（転換価格）を新しいご契約の一部に充当する方法です。」という説明がなされている。
- (2) しかしながら、募集人が説明時に使用した手書きの転換比較表には、①本件転換前契約と転換後契約の保険料の記載があり、転換後契約の保険料は、転換による充当がなされた後の額であるにもかかわらず、その旨の記載がない。また、②転換後契約の保険料の記載の下には、「(保険料同で保障額u p)」との記載が見られる。これだけを見ると、転換前契約と転換後契約の保険料がほぼ同額となっているのは、転換後契約の保険料の一部に転換充当がなされた結果であるにもかかわらず、そのことが分からない記載となっている。もちろん、前述のとおり、申込書、設計書を見れば、上記手書きの転換比較表に記載されている転換後契約の保険料は、保険料の一部に転換充当がなされた結果であることは分かるから、申立人に相当程度の落ち度があったと言わざるを得ないが、誤解を招くような上記手書きの転換比較表を作成した募集人の落ち度も認められる。